

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、掛川駅前東街区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第6項の規定により公告する。

平成29年12月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 組合の名称  
掛川駅前東街区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地  
掛川市連雀1番地の14
- 3 解散の理由  
事業の完成
- 4 解散認可の年月日  
平成29年12月19日